

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 株式会社ソニック
法人番号: 4013101001861
住 所: 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎東松原10番地22
2. 指名停止措置期間: 令和5年1月27日から令和5年2月26日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲: 本院及び関東地方測量部管内

4. 事実概要:

株式会社ソニックの元役員ら3人は、令和2年7月1日、潜水艦など軍事用途に転用可能な高性能ソナー(水中音波探知機)を無許可で横浜港から輸出したとして、兵庫県警などから令和3年11月17日、外国為替及び外国貿易法違反の容疑で逮捕され、元役員は同年12月に略式命令を受けた。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である株式会社ソニックの上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1~14 略	略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)